

# 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県大量雇用創出奨励金支給要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、新たに県内在住者の大量雇用に努めた事業主に鳥取県大量雇用創出奨励金(以下「奨励金」という。)を支給するために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要領において「大量雇用」とは、第8条に規定する対象労働者を、1年間に20人以上新たに雇い入れることをいう。

2 この要領において「部長等」とは、商工労働部長及び商工労働部立地戦略課長をいう。

3 この要領において「共同事業」とは、第3条に規定する対象事業主が、第4条に規定する共同事業主との間において、出向、派遣及び請負等の契約に基づいて共同で業務を行うことをいう。

4 この要領において「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

## (支給対象事業主の要件)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主(以下「対象事業主」という。)が、第8条に規定する対象労働者を新たに雇い入れ、又は共同事業の実施により対象事業主が第8条に規定する対象労働者を共同事業主から新たに受入れ、かつその雇入れ又は受入れの日から起算して1年以上継続して雇用した場合で、部長等(奨励金の申請額が1件で2,000万円以上の場合にあっては商工労働部長とし、奨励金の申請額が1件で2,000万円未満の場合は商工労働部立地戦略課長とする。以下同じ。)の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

(1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。

(2) 県内に所在する事業所の事業主であること。

(3) 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第3条第2項に基づく情報通信関連雇用事業の知事認定を平成28年3月31日以前に受けた事業主であること。(対象労働者の採用年度の4月1日時点で知事認定を受けた事業の開始日から5年以上経過した事業主を除く)

(4) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主であること。

## (共同事業主の要件)

第4条 共同事業を行う事業主(以下「共同事業主」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 前条第1号、同第2号及び同第4号のいずれにも該当する事業主であること。

(2) 対象事業主との間において、会社法(平成17年法律第86号)の規定により計算される総株主の議決権の4分の1以上を有する資本関係がある法人であること。

(3) 対象事業主との間において、出向、派遣及び請負等の契約を締結し、当該契約に基づいて、対象事業主の事業所等において従業員に従事させる見込みがあるか、又は現に従事させていること。

## (事業計画の認定)

第5条 奨励金の支給を受けようとする対象事業主(以下「認定申請事業者」という。)は、当該奨励金に係る事業計画について知事に申請をして、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、鳥取県大量雇用創出奨励金事業計画認定申請書(様式第1号(共同事業の場合は、様式第1号の2))により行うこととし、次の(1)から(4)及び(7)に掲げる書類を添付しなければならない。(共同事業の場合は(5)及び(6)を含む。)

(1) 事業所の事業内容を明らかにした書類

(2) 定款及び登記簿謄本

- (3) 決算書（最新決算年度）
  - (4) 情報通信関連雇用事業補助金事業認定通知書の写し
  - (5) 共同事業の実施に係る契約書
  - (6) 対象事業主及び共同事業主間の資本関係を証する書類
  - (7) その他部長等が必要と認める書類
- 3 知事は、認定申請書について、内容が適正なものであると認められるときは事業計画の認定をし、その旨を鳥取県大量雇用創出奨励金事業計画認定通知書（様式第2号（共同事業の場合は、様式第2号の2））により認定申請事業者に通知するものとする。

（事業計画認定の辞退）

- 第6条 前条第3項の規定により事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を中止し、又は廃止したときは、速やかに鳥取県大量雇用創出奨励金事業計画認定辞退届（様式第3号）によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出に基づき事業計画の認定を取り消したときは、その旨を認定事業者に通知するものとする。

（事業計画認定の変更）

- 第7条 認定事業者は、認定計画について次のいずれかの事項を変更しようとするときは知事に申請をして、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）
  - (2) 雇用計画の変更
- 2 前項の申請は、鳥取県大量雇用創出奨励金事業計画認定変更承認申請書（様式第4号（共同事業の場合は、様式第4号の2））により行わなければならない。
- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を鳥取県大量雇用創出奨励金事業計画認定変更承認通知書（様式第5号（共同事業の場合は、様式第5号の2））により認定事業者に通知するものとする。

（対象労働者に係る要件）

- 第8条 奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 県内に在住する者
  - (2) 対象事業主又は共同事業主と1年以上の雇用契約（雇用契約の更新を含む。）を結び、かつ1週間の所定労働時間が週20時間以上の者
  - (3) 1年を超えて対象事業主に使用された者又は1年を超えて共同事業に従事した者（共同事業において受入れ、本奨励金の支給対象となっていた対象労働者が支給対象期間の中途に自己都合で離職した場合に、対象事業主が当該対象労働者を引き続き正規雇用労働者として雇用した場合は、当該対象労働者の離職により本奨励金の支給対象とならなかった期間を、新たに雇入れ又は受け入れて使用した対象労働者の使用期間に合算することができる。）
  - (4) 認定計画の事業開始日から事業開始日の属する年度（以下「事業開始年度」という。）の3月31日までの間に新たに雇入れられた者又は共同事業主が共同事業のために、認定計画の事業計画日から事業開始年度の3月31日までの間に新たに雇入れ、対象事業主の事業所において従事させた者
  - (5) 雇用保険の被保険者
  - (6) 対象事業主の事業所において従事を開始した日から過去1年の間に、当該対象事業主以外の鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第3号に規定する情報通信関連雇用事業の認定企業の事業所において従事し、本奨励金の支給を受けていない者（ただし当該認定企業が共同事業主である場合を除く。）

（対象労働者の調整）

- 第9条 対象労働者の数は、次の各号に掲げるそれぞれの人数を比較し、いずれか低い人数を上限とする。

- (1) 対象事業主が事業開始年度の前年度の3月31日時点（以下「基準日」という。）において使用している県内在住の雇用保険の被保険者の総数（3月31日に退職する者及び共同事業主が共同事業のために雇入れ、対象事業主の事業所において従事させている者、及び出向者（県外企業へ出向している者を含む。）を含む。）を基準人数として、申請時点において基準人数を上回る第8条の要件を全て満たす者の人数
  - (2) 基準日において使用している正規雇用者の人数（3月31日に退職する者及び共同事業主が共同事業のために雇入れ、対象事業主の事業所において従事させている者、及び出向者（県外企業へ出向している者を含む。）を含む。）を基準人数として、申請時点において基準人数を上回る第8条の要件を全て満たす正規雇用者の人数
- 2 既に本奨励金の支給を受けた対象事業主が申請する場合は、申請時点における県内在住の雇用保険の被保険者の総数から、本奨励金の初回の事業計画認定の事業開始年度の前年度の3月31日時点における県内在住の雇用保険の被保険者数の総数と既に本奨励金の支給を受けた人数との総数を差し引いた人数が前項の人数を下回る場合、前項の規定にかかわらず、その人数を上限とする。

（支給額）

第10条 奨励金の支給額は、対象労働者1人につき50万円とする。

（支給申請期間）

第11条 奨励金の支給の申請は、対象労働者の雇入れ（共同事業の実施による受入れを含む。以下「雇入れ等」という。）の日から起算して1年経過した日から6か月までの間とし、各年度の5月、8月、11月又は2月のいずれかの月に行うものとする。

（支給の申請方法）

第12条 奨励金の申請を行う認定事業者（以下「申請事業主」という。）は、鳥取県大量雇用創出奨励金支給申請書（様式第6号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて部長等に提出しなければならない。

(1) 対象労働者に係る次のアからエまでに掲げる書類

ア 鳥取県大量雇用創出奨励金対象労働者個別表（様式第7号（共同事業の場合は、様式第7号の2））

イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ等年月日、社会保険の加入状況等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書等又は雇用契約書等の写し

エ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し

(2) 対象労働者が雇入れ等される事業所の就業規則

(3) 事業開始年度の前年度の3月31日現在の雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳

(4) 奨励金支給申請時の雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳及び事業所台帳異動状況照会

(5) 対象労働者の雇入れ等の日の前日から起算して6か月前の日から奨励金支給申請日までの間に、対象労働者を雇入れ等した事業所を離職した雇用保険の被保険者である労働者の氏名、離職年月日、離職理由が明らかにされた労働者名簿等の写し。ただし、既に提出している場合にあっては、その後変動のあったときは、当該変更に係るものに限る。

(6) 事業開始年度の前年度の3月31日時点で正規雇用者であった者と、申請日時点で正規雇用者であった者の、勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ等年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書等又は雇用契約書等の写し

(7) 前各号の他部長等が必要と認める書類

2 申請事業主は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の1及び第2号に基づき社会保険労務士等を選任し、奨励金等の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。

(支給の決定等)

第13条 部長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 部長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県大量雇用創出奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第8号、不支給の場合は様式第9号）により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
- 4 部長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(不支給要件)

第14条 申請事業主からの申請であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

- (1) 申請事業主（共同事業の実施を伴う場合は、申請事業主及び共同事業主。以下「申請事業主等」という。）が、対象労働者の雇入れ等の日の前日から起算して6か月前の日から奨励金の支給決定日までの間において、対象労働者を雇入れ等する事業所で従事する雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した場合（対象労働者が自己都合等により退職した場合は除く。）
  - (2) 同一申請事業主が本要領の施行日以降に離職した者を再び雇い入れた場合（同一共同事業主が本要領の施行日以降に離職した者を再び雇い入れ、申請事業主の事業所において従事させた場合を含む。）
  - (3) 対象労働者の雇入れ等の日の前日から起算して2年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、対象労働者を雇入れ等する事業所における事業活動に関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認めた場合
  - (4) 申請事業主等に国又は地方公共団体を含む場合
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に該当し、奨励金を支給することが適切でないとして部長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。
- (1) 共同事業の場合を除き、親会社、子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）相互間での労働の移動の場合
  - (2) 申請事業主等が、特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部並びに大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国並びに地方公共団体からの交付金若しくは補助金によって得ている法人に限る。）である場合
  - (3) 認定した雇用計画に対し、新規雇用者数が半数に満たない場合など、認定計画の進捗が著しく図られていない場合
  - (4) 次のア又はイに掲げる事項に該当する場合
    - ア 賃金の支払が行われていない場合
    - イ その他適正な雇用管理を行っていない場合
  - (5) 前号に掲げるものの他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合

(奨励金の返還)

第15条 部長等は、奨励金の支給を受けた申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県大量雇用創出奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第10号）により、当該申請事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 対象労働者を雇入れ等した日から起算し1年6か月を経過する日以前に事業主都合で解雇した場合

(対象労働者の雇用状況の報告)

第15条の2 奨励金の支給を受けた申請事業主は、支給を受けた対象労働者の雇用状況について様式第7号により10月1日現在の状況を部長等に報告しなければならない。

2 前項の報告は、前年の10月1日以降に支給を受けた対象労働者について雇入れ等した日から起算して1年6月を経過するまでの間の状況を報告するものとする。

(調整)

第16条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項(3)に係る改正部分については平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第1項、第10条、第12条第1項第6号については、平成27年4月1日以降に情報通信関連雇用事業の認定を受けた事業主について適用することとし、平成27年3月31日までに情報通信関連雇用事業の認定を受けた事業主については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第3項に掲げる事業主については、進出又は増設時にかわす協定書等の雇用計画を勘案し、事業認定といずれか終了時期の遅いものまでを対象とすることができる。